

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法と企業の押さえるべきポイント

弁護士*

中野明安 Akiyasu Nakano

* 丸の内総合法律事務所

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法（以下「改正特措法」という）が可決成立した。この法律案（改正法案）の提出理由は「新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施する必要がある。」とされている。つまり、新型コロナウイルスは感染症予防法に基づき指定感染症となっているが、「新感染症」の定義には当てはまらないので、期限を2年に区切って新型コロナウイルスについても適用対象に加える法改正を行ったというものである。改正特措法は令和2年3月13日に公布され、翌14日に施行された。

1 この法律の仕組み

そもそも新型インフルエンザ等対策特別措置法の仕組みはどのようなものであろうか。この法律自体は2012年に成立したものである。同法が適用される感染症等に対して、どのような対応を取るのか、まずはそのための体制整備を求めている。

行動計画等の作成としては、

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関（医療、医薬品、医療機器等の製造・販売、電力又はガスの供給、輸送等を営む法人等）の指定・業務計画の作成

などが国・自治体・企業には求められている。一方、国は原則同法14条の報告があったとき、都道府県では政府対策本部が設置されたときは、ただちに対策本部を設置する。また、市町村では、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、ただ

ちに対策本部を設置することとなっている。さらに、発生時における登録事業者の従業員等に対する先行的予防接種が実施されることも予定されている。

また、同法では感染拡大で国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合、政府が「緊急事態」を宣言できるようになる。

同法によって緊急事態宣言が発令されると、都道府県知事が以下の措置をなし得るとされている。

- ①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治療するまでの期間等を考慮）
- ②住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥埋葬・火葬の特例
- ⑦生活関連物資等の価格の安定
- ⑧行政上の申請期限の延長等
- ⑨政府関係金融機関等による融資

各都道府県知事は医薬品や食品の売渡しや保管について命令することも可能である。応じない場合は罰則の適用もある。不要不急の外出自粛や学校等施設の使用制限の要請（特措法45条）、病院等の医療機関が不足した場合の、臨時の医療施設の開設（特措法48条）、新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等（特措法57条）などいずれも企業においては相応の影響が不可避な措置が並んでいる。

改正特措法によると、医療機関だけでなく企業の産業医等の産業保健スタッフの業務にも影響が及ぶ。そもそも社会機能維持に関わる企業においては、感染が拡大する中でも業務・操業の継続が求められる。例えば、病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者、医薬品等販売業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造若しく

は販売を確保するため必要な措置を講じなければならないとされており、それには業務を継続するためのスタッフの維持確保が必要となる。そのため感染予防対策、感染者発生時の対応、業務・操業を継続するための制度や人員の確保などを予め準備しておくことが必要になる。産業保健スタッフには、対策への支援、訓練や助言を行う立場が期待される。

2 一般の改正内容

改正法案の提出理由は冒頭に述べたとおりである。若干敷衍すると、特措法2条1号で同法の適用対象となる「新型インフルエンザ等」については、「感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。」とされている。新型コロナウイルスは感染症予防法6条8項に基づき「指定感染症」となっているものの、同9項の「新感染症」には該当しないので、特措法の適用はない。しかし、その必要性（国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に対処する必要性）から、期限を2年に区切って新型コロナウイルス感染症に関しても「新型インフルエンザ等」とみなして、その適用対象に加える法改正を行ったというものである。具体的には附則に第1条の2を新設し「新型コロナウイルス感染症については、……2年を超えない範囲内において……第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。」としたものである。なお、改正法については、衆参内閣委員会から、「今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。」等の附帯決議が付された。

3 事業者が押さえておくべき条項

特措法においては、取用、施設利用停止、事業者の権利制約の可能性がある。その場面に応じた公的補償の有無などを検討して、それを前提とした事業活動上の備えなどをする必要がある。前述したもののうち、特に以下の条項について説明を付すこととする。

① 事業者及び国民の責務(特措法4条)

「第1項 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

第2項 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。」

抽象的な規定だが、事業者に向けた基本的な責務を定めた規定である。予防と、対策への協力についての努力義務、そして、まん延により生ずる影響を考慮して「事業の実施に関し、適切な措置」を講ずるよう努力義務が定められている。もちろん、まん延の引き金になるような事業を自主的に制限することを求めているものであるが、これに対する経済的な支援などは附帯決議で触れられているものの規定はされていない。この規定は、行政からの特定の指示や要請などを介さずに当該法律から事業者が適切な措置を自発的に講ずることを求めているものであるため、企業の事業継続上、経営判断の際に注意をしておかなければならない条項ということになると思われる。なお、登録事業者に対しては業務継続に努めることが求められている（特措法4条3項）。

② 感染を防止するための協力要請等(特措法45条)

さらに、内閣総理大臣により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が公示された場合には、さらに事業活動上の影響が大きくなる措置がとられることとなる。その1つが特措法45条の「外出自粛要請」などである。同条では、都道府県知事は「新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。」としており（1項）、興行場、催物等の制限等の要請もできるとしている（2項）。要請ということであるため、そのような措置を企業が自発的に実施することを委ねているものであり、その実施を強制されるものではない。しかし、その結果、当該措置を実施するために必要な経費等は企業が負担することとなる。すなわち、外出を抑制するために在宅勤務を求める場合の経費（ウイルスやハッカーへの対応等Webの環境の整備や会議システムの準備など）は企業の負担となるし、興行場や催物等の中止延期などの対応による費用負担なども国等が負担することではなく、当事者間で損失の負担について協議をす

ることとなる。

一方、要請ではなく、指示ということになると、企業には財産上の制限が課されることとなるので、憲法上の要請から一定の補償が検討されることとなる。この特措法にもそのための規定があり公的補償がなされるとある。しかし、その補償の程度は、部屋の使用料程度であり、それを超えて、他の部屋が利用できなくなったことへの補償、風評被害等については補償がなされることはされていない。

以上のことから、企業としては、緊急事態宣言の公示後においては、事業活動上は重大な支障が生じ得るものとして、財務的な備え、人事労務管理等を徹底することが不可欠と考える。

4 そのほか現時点でサプライチェーンを含めた事業継続上、実務担当者が備えておきたいことなど

サプライチェーンではどの企業がどのような自主規制をせざるを得なくなるか、あるいは制限を被ることとなるか、のリスクチェックをしておくべきと思われる。言い換えると、自らの業務におけるサプライチェーンにおいて重要な支障となる事態を予めピックアップしておく作業である。そのうえで、事業継続上、以下の点について備えておくべきであろう。

すなわち、企業の事業継続において重要なポイントは、従業員、取引先、顧客等に対する安全対策（安全配慮義務、労働契約法5条、民法415条）の遵守と事業の継続に関する注意義務（取締役等の善管注意義務、会社法330条、民法644条）の履行のいずれについても対応をしなければならないということである。つまり、会社は、従業員や利用客の安全対策は当然のことながら十分に尽くさなければならないが、一方で、株主や社会的要請に応えるために企業の重要事業については事業を継続する、という観点も法的な義務として求められているといえる。したがって、適切な情報を得ることなく安易に事業を継続して安全対策を怠ることがあってはならないし、その逆に、事業継続を慎重に検討することもなく長期に業務を中断することも企業としては取締役の善管注意義務に違反するとの指摘を受けることとなり得る。そこで、この方向性が異なるように思われる2つの法的な義務を適切に履行してゆくため、以下のような観点から企業の対応を十分に検討して頂く必要がある。

① 重要業務の再検証

前述のとおり、今後、新型コロナウイルスの国内外での持続的感染が認められる事態になると、企業内でのまん延を防止する必要性から、業務の一時中

断（自粛）を検討せざるを得なくなる。その際には、中断すべき業務、継続すべき重要業務のいずれについても、当該業務の細分化の可能性を検証し、「ただちに中止」から「継続」までの数段階のランク付けを実施し、今後の状況の変化にきめ細かく対応できる体制を構築することが求められる。

② 顧客向けの対応と、説明すべき内容の準備・実施

企業は、顧客から、安全対策と業務の継続の両方の観点からの問い合わせを受けることとなるため、かかることを想定し、その対応等が適切に実施できるか、自社ホームページの活用を含め広報体制を広報部署、ホームページ管理者らと確認することが重要となる。併せて、今後の業務の中止（延期）の可能性、継続業務の実施の予告等についても検討することが重要である（急な業務中断はトラブルを招くことになる）。

③ 従業員、取引先等に向けた対応と説明

企業は、従業員や顧客等の安全に配慮すると共に、事業の持続的存続や社会的な要請に応じて事業を継続することを求められる。この難しい局面を的確に乗り切るためには、重要業務に携わる従業員や労働組合、サプライチェーン等関連業者と、その確実な実施のために協力関係を適切に構築することが必須である。企業の対応を説明する機会などを設けることが求められる。また、企業は、従業員に対して、まん延期における出勤に関する安全対策や時差出勤の対応などの実施を検討することが有益となる。また、取引先等に対しては、共に事業継続ができるよう、感染予防マニュアルやマスク、手指消毒液などの提供など感染防止対策に関する協力・支援を実施することが大切となる。

④ 産業医との連携

企業は、従業員の安全配慮義務を尽くすため、産業医等から医学的な情報提供や意見を求めるなど専門的な支援を仰ぐことが重要である。自社の産業医との情報共有を推進し、それとともに、産業医に対して、従業員の産業保健活動のほか、当該対策に関する協力体制を構築するように求めることが必要である。

⑤ 自社の内部統制の確認

企業は、これらの取組みを通じて、経営陣から従業員（産業医を含む）までのリスク対応に関する意思の疎通（内部統制）を確認し、不十分な点については修正を実施すること。

以上の諸点を実施するためには、従業員、労働組合や取引先等との間で本件対策について話し合い、連携について確認をすることが求められる。今、この時期であれば、各立場を超えた有益な議論ができる

はずなので、積極的な対応を行うことが期待される。

5 おわりに

本論稿の最後に感染症予防法の前文を掲げたい。日頃確認することの殆どない法律の前文であるが、特措法5条などにも繋がるものであろうし、事業活動においても非常に重要な内容を含むものであると

考える。また、今般の新型コロナウイルス感染症においても既に感染者、医療関係者に対する誹謗中傷がなされているとの報道もある。このような状況は企業においても従業員にストレスを与える状況であるといえる。そのような誹謗中傷を根絶するため、企業においても環境整備をしっかりと行うなどの対応をするよう意識をすべきである。🏛️

【感染症予防法の前文】

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいじめや差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。